第一条の八の次に次の一条を加える。

（特定関与行為に関する課徴金の計算における手数料等の額）

第一条の八の二　法第百七十二条の十二第一項に規定する内閣府令で定める額は、特定関与者（同項に規定する特定関与者をいう。以下この条において同じ。）又はその密接関係者に対し、次に掲げる行為の手数料、報酬その他の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額の総額とする。

一　法第百七十二条の十二第二項に規定する特定関与行為

二　前号の特定関与行為が開始された日以後に特定関与者が当該特定関与行為に係る開示書類提出者等（法第百七十二条の十二第一項に規定する開示書類提出者等をいう。）のために行った行為（当該特定関与行為を除く。）であって、当該特定関与行為に密接に関連するもの（法第百九十三条の二第一項に規定する監査証明を行う行為を除く。）

2　前項の「密接関係者」とは、次に掲げる者をいう。

一　特定関与者の親会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条第三項に規定する親会社をいう。以下同じ。）

二　特定関与者の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第八条第三項に規定する子会社をいう。以下同じ。）

三　特定関与者と同一の親会社をもつ会社等（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第八条第三項に規定する会社等をいう。以下同じ。）

四　特定関与者（個人に限る。以下この号において同じ。）の同族会社（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第十号に規定する同族会社をいい、特定関与者が支配していないことが明らかであると認められる会社を除く。）

五　特定関与者（個人に限る。）の親族

六　特定関与者（個人に限る。）と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

七　特定関与者の役員、代理人、使用人その他の従業者（以下この章において「役員等」という。）

八　前三号に掲げる者以外の者で特定関与者（個人に限る。）から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの

九　前三号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

第一条の十第一項第一号中「運用財産（法第三十五条第一項第十五号に規定する運用財産」を「運用対象財産（法第二十八条第四項各号に掲げる行為のいずれかを業として行う者が法第四十二条第一項に規定する権利者のため運用を行う金銭その他の財産」に改め、同号イからハまでの規定中「運用財産」を「運用対象財産」に改め、同項第二号中「いい、法第二十八条第四項各号に掲げる行為を除く」を「いう」に改める。

第一条の十一第一項第一号中「（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条第三項に規定する親会社をいう。以下同じ。）」を削り、同項第二号中「（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第八条第三項に規定する会社等をいう。以下同じ。）」を削り、同項第三号中「（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第八条第三項に規定する会社等をいう。以下同じ。）」を削り、同項第四号中「（昭和四十年法律第三十四号）」を削り、同条第二項第三号中「役員、代理人、使用人その他の従業者（以下この章において「役員等」という。）」を「役員等」に改める。

第一条の十三第一項第一号、第一条の十六第一項第一号、第一条の十九第一項第一号及び第一条の二十一中「運用財産」を「運用対象財産」に改める。

第一条の二十二第一項中「譲渡」の下に「、合併若しくは分割による承継」を加え、同条第三項中「譲受け」の下に「、合併若しくは分割による承継」を加える。

本則に次の一章を加える。

第三章　雑則

（出頭命令の手続）

第六十三条　法第百七十七条第一号の規定により事件関係人又は参考人に出頭を求める処分をする場合は、次に掲げる事項を記載した出頭命令書を交付し、又は送付して、これを行わなければならない。

一　相手方の氏名又は名称

二　相手方に求める事項

三　出頭すべき日時及び場所

四　出頭しない場合における法律上の制裁

別紙様式（第六十一条の七第一項関係）記載上の注意1(1)中「不提出」」の次に「、「特定関与行為」」を加え、同記載上の注意2(2)中ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ　当該違反が特定関与行為である場合は、当該特定関与行為の内容、当該特定関与行為に係る虚偽開示書類等を特定するに足りる事項、当該特定関与行為に係る虚偽記載等又は虚偽等の内容

（有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部改正）

第二条　有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十九号）の一部を次のように改正する。

第四十九条第五号イ中「が会社」の下に「（特定上場会社等である場合にあっては、会社の属する企業集団）」を加え、同条第六号イ中「による資産」を「による会社（協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合にあっては、会社の属する企業集団とする。以下イにおいて同じ。）の資産」に改め、「増加額が」及び「当該合併による」の下に「当該会社の」を加え、同条第七号イ中「帳簿価額が」の下に「当該会社（特定上場会社等である場合にあっては、会社の属する企業集団。以下イにおいて同じ。）の」を、「当該分割による」及び「減少額が」の下に「当該会社の」を加え、同号ロ中「、当該分割による」の下に「当該会社（特定上場会社等である場合にあっては、会社の属する企業集団。以下ロにおいて同じ。）の」を、「増加額が」及び「いずれも当該分割による」の下に「当該会社の」を加え、同条第八号イ中「帳簿価額が」の下に「会社（協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合にあっては、会社の属する企業集団とする。以下イにおいて同じ。）の」を、「譲渡による」及び「減少額が」の下に「当該会社の」を加え、同号ロ中「、当該事業の譲受けによる」の下に「会社（協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合にあっては、会社の属する企業集団とする。以下ロにおいて同じ。）の」を、「増加額が」及び「いずれも当該事業の譲受けによる」の下に「当該会社の」を加え、同条第九号中「による」の下に「会社（協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合にあっては、会社の属する企業集団とする。以下この号において同じ。）の」を、「増加額が」及び「合計額が」の下に「当該会社の」を加え、同条第十号イ中「による」の下に「会社（協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合にあっては、会社の属する企業集団とする。）の」を、「増加額が」の下に「当該会社（協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合にあっては、会社の属する企業集団とする。）の」を加え、同号イ(1)中「協同組織金融機関を含む。(1)及び(2)において同じ」を「協同組織金融機関を含む」に改め、「当該相手方の会社」の下に「（協同組織金融機関を含む。）」を、「が会社」の下に「（協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合にあっては、会社の属する企業集団とする。）」を加え、同号イ(2)中「会社」の下に「（協同組織金融機関を含む。）」を加え、同号イ(3)中「。(3)において同じ」を削り、「）を乗じて得たものがいずれも会社」の下に「（協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合にあっては、会社の属する企業集団とする。以下(3)において同じ。）」を、「出資比率を乗じて得たものがいずれも」の下に「当該」を加え、同号ロ中「による」の下に「会社（協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合にあっては、会社の属する企業集団とする。）」を、「減少額が」の下に「当該会社（協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合にあっては、会社の属する企業集団とする。）の」を加え、同号ロ(1)中「協同組織金融機関を含む。(1)及び(2)において同じ」を「協同組織金融機関を含む」に改め、「当該相手方の会社」の下に「（協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合にあっては、会社の属する企業集団とする。）」を加え、同号ロ(2)中「会社」の下に「（協同組織金融機関を含む。）」を加え、同号ロ(3)中「。(3)において同じ」を削り、「帳簿価額に出資比率を乗じて得たものが会社」の下に「（協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合にあっては、会社の属する企業集団とする。以下(3)において同じ。）」を、「売上高に出資比率を乗じて得たものが」の下に「当該」を加え、同条第十一号イ中「含む」を